

【ベトナム】新型コロナウイルス感染拡大に伴う知財庁への手続期限延長措置等について

2020年3月31日

ジェトロ・バンコク事務所

3月31日、ベトナム知財庁（IP Vietnam）は新型コロナウイルス感染拡大に伴う知財庁への手続期限延長措置等について発表した。発表の主な内容は以下の通り。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた出願人の手続期限延長

2020年3月30日から4月30日までの間に期限が到来する全ての手続期限を2020年5月30日とする。

2. 日ベトナム間のPPH申請書受付

PPH申請受付開始日は当初予定の2020年4月1日から5月4日に延期する。

3. ベトナム知財庁と出願人間の手続

2020年4月1日より追って通知を行うまでの間、ベトナム知財庁（ハノイ本庁舎、ホーチミン支所、ダナン支所）と出願人との手続はすべてオンラインと郵送のみとする。手数料等の支払いも郵送か銀行送金のみとする。

上記措置について問い合わせは、ベトナム知財庁にメール（phapche.chinhsach@noip.gov.vn）で行ってほしいとのこと。

情報公開日

2020年3月31日

URL等

http://www.noip.gov.vn/web/guest/thong-bao/-/asset_publisher/vTLYJq8Ak7Gm/content/va-giao-dich-giua-cuc-so-huu-tri-tue-va-nguoi-nop-on?inheritRedirect=false&redirect=http%3A%2F%2Fwww.noip.gov.vn%2Fweb%2Fguest%2Fthong-bao%3Fp_p_id%3D101_INSTANCE_vTLYJq8Ak7Gm%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_stat%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-1%26p_p_col_count%3D1

http://www.noip.gov.vn/documents/20195/860904/5277_TB-SHTT+31.03.2020.pdf/09bd46c0-eeef-46e4-9cb5-16a363b1e6db

以上

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。